

# 小野加東加西環境施設事務組合格約

昭和62年2月12日  
許 可

改正 平成3年4月 1日 許可

改正 平成4年9月22日 許可

改正 平成7年1月 6日 許可

改正 平成7年1月 6日 許可

改正 平成18年3月20日 許可

改正 平成19年3月29日 許可

改正 平成22年3月31日 届出

改正 平成26年3月25日 許可

(組合の名称)

第1条 この組合は、小野加東加西環境施設事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、小野市、加東市及び加西市（以下「関係市」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。ただし、加東市については、旧社町及び旧東条町の区域に限る。

- (1) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (2) ごみ処理施設の環境整備に伴う附帯施設としてのスポーツ施設の設置及び管理運営に関すること。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、当該施設内（小野市天神町538番地の1）に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は9人とし、関係市の定数は、次のとおりとする。

小野市 3人、加東市 3人、加西市 3人

2 組合議員は、前項に掲げる市ごとの定数を、当該関係市議会の議員の中から選出する。

3 組合議員の任期は、当該関係市の議会の議員の任期とし、議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。

4 組合議員に欠員を生じたときは、直ちに当該関係市の議会の議員の中から選出しなければならない。

5 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組合の執行機関の組織及び選任方法)

第6条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置き、管理者の任期は、2年とする。

2 管理者は、関係市長の互選とし、副管理者は、組合を組織する他の市長をもつてこれに充てる。

3 管理者は、組合を代表し、その業務を総理する。

4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会計管理者は、組合管理者の属する市の会計管理者をもつてこれに充てる。

6 前各号に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第7条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が識見を有する者の中から、組合議会の同意を得て選任する者1人と組合議員から互選された者1人で組織する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任された者にあつては4年とし、組合議員のうちから互選された者にあつては組合議員の任期による。

(建設経費の分賦)

第8条 ごみ処理施設建設経費は、ごみ処理施設建設に係る補助金を除き、次の方法により関係市に分賦する。ただし、第2号の人口割に係る加東市の分賦額は、旧社町域及び旧東条町域に係る人口で算出した額とする。

(1) 所要金額の10分の1を均等に分賦する。

(2) 所要金額の10分の4を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。

(3) 所要金額の10分の5を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

(組合経費の分賦)

第9条 組合の経費は、関係市の負担金並びに組合財産及び事業により生ずる収入をもつて充てる。

2 前項に規定する関係市の負担金は、次の方法により関係市に分賦する。ただし、第2号の人口割に係る加東市の分賦額は、旧社町域及び旧東条町域に係る人口で算出した額とする。

(1) 所要金額の10分の1を均等に分賦する。

(2) 所要金額の10分の1を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。

(3) 所要金額の10分の8を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

第10条 この規約に定めるもののほか、管理者において必要と認めるときは、組合議会にはかり定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、兵庫県知事の許可の日から施行する。

(経過措置)

2 施行後の規約第3条の規定にかかわらず処理施設の供用開始までは、関係市町のごみ処理施設の維持管理及びごみの処分に関することについては、なお従前の例による。

3 この規約施行後において、処理施設の供用開始による関係市町のごみ搬入実績が計上できるまでは、第8条第3号及び第9条第2項の規定にかかわらず、最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。

附 則 (平成3年4月1日許可)

(施行期日)

1 この規約は、兵庫県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 4 年 9 月 2 2 日許可）

- 1 この規約は、許可のあつた日から施行する。

附 則（平成 7 年 1 月 6 日許可）

- 1 この規約は、知事の許可があつた日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 2 月 1 5 日許可）

この規約は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 9 日）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 管理者の属する市が、地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 5 3 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定を適用している場合には、この規約の施行の日から改正法の当該規定により在職するものとされた収入役の任期が満了する日までの間は、この規約による改正後の第 6 条の規定は適用しない。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行日前に加西市が加入することに伴う組合経費については、第 9 条の規定にかかわらず、小野市、加東市及び加西市で均等に分賦する。

- 3 第 8 条第 3 号及び第 9 条第 2 項第 3 号の規定の適用について、加西市の最近の年間ごみ搬入実績のない期間は、加西市クリーンセンターでの年間ごみ処理実績によるものとする。

4 この規約の施行日前の償還済公債費に係る普通交付税相当額の取扱いは、なお従前の例による。

小野加東加西環境施設事務組合公告式条例

昭和62年6月10日

条例第 1 号

改正 平成18年3月3日条例第1号

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、小野加東加西環境施設事務組合を構成する市の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規程の公表)

第5条 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 条例、規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該条例、規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月3日)

この条例は、3月20日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東加西環境施設事務組合議会定例会回数条  
例

昭和 6 2 年 6 月 1 0 日  
条例第 2 号  
改正 平成18年3月3日条例第1号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定によ  
る組合議会の定例会の回数は年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 3 日）

この条例は、3 月 2 0 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

小野加東加西環境施設事務組合議会会議規則

昭和62年6月10日

議会規則第 1 号

改正 平成18年3月3日規則第1号

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、召集の当日開議定刻前に指定の場所に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため遅参、早退、又は欠席しようとするときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、年度の最初の会議において議長が定める。

2 議席には、番号を付ける。

(会期及び延長)

第4条 議会の会期及びその延長は、議会の議決によりこれを定める。

(会期中の閉会)

第5条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第6条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第7条 会議の時間は、午前9時から午後5時までとする。但し、議長が必要と認めたとき、又は議会の議決によりこれを変更することができる。

(会議の開閉)

第8条 開講、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が、開議を宣告する前又は散会、延会若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第9条 開議時刻後相当の時間を経てもなお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、または議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は休憩又は、延会を宣告する。

(出席催告)

第10条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現存する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもって行う。

## 第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第11条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を具え理由を付け法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第12条 議会で議決された事件について、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第13条 動議は、法又はこの規則において特別の規定があるばあいを除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第14条 修正の動議は、その案を具え、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第15条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第16条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、提出者及

び賛成者の全部から請求しなければならない。

- 2 前項の請求のあつたときは、議長は討論を用いないで議会にはかりその許容を決す。

### 第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

- 第17条 議長は開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序の変更及び追加)

- 第18条 議長が必要があると、認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで議会にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

- 第19条 議長が必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

- 2 前項の場合議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

- 第20条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

- 第21条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

- 2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで議会にはかり延会することができる。

### 第4章 議事

(議題の宣告)

- 第22条 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

2 議長は必要があると認めるときは、2件以上を一括して議題とすることができる。

(議案等の朗読)

第23条 議長が必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑)

第24条 会議に付する事件は、会議において、提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑のあと議決する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第25条 議決の結果、生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第26条 延会又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは前の議事を継続する。

## 第5章 発言

(発言の場所)

第27条 発言はすべて議長の許可を得た後、議席で発言しなければならない。

(発言の順序)

第28条 会議において発言しようとするときは、挙手をして「議長」と呼び自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

2 2人以上発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めたものを指名する。

(討論の方法)

第29条 討論については、議長は最初に反対者を発言させ、次に賛成者及び反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(発言内容の制限)

第30条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又は、その範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は質疑にあたっては、自己の意見を述べることができない。  
(発言時間の制限)

第31条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(発言の継続)

第32条 延会又は休憩のため発言が終らなかつた議員は更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の終結)

第33条 質疑又は討論が終つたとき、議長はその終結を宣告する。  
(一般質問)

第34条 議員は、組合の一般事務につき議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問)

第35条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問をすることができる。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制止しなければならない。

## 第6章 表決

(表決問題の宣告)

第36条 議長は表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第37条 表決宣言の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第38条 表決には条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第39条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(表決の訂正)

第40条 議員は自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第41条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。

(表決の順序)

第42条 表決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

## 第7章 会議録

(会議録の記載事項)

第43条 会議録に記載する事項は、次の通りとする。

- (1)開会及び開会に関する事項並びにその年月日時
- (2)開講、散会、延会および休憩の日時
- (3)出席及び欠席議員の氏名
- (4)議場に出席した、管理者、副管理者、事務局職員の職氏名
- (5)説明のため出席した者の職氏名
- (6)議事日程
- (7)議長の諸報告
- (8)議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9)会議に付した事件
- (10)議案の提出撤回及び訂正に関する事項
- (11)議事の経過
- (12)その他、議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録に記載しない事項)

第44条 前条の会議録には、議長が取消を命じた発言及び第45条(発言の取消又は訂正)の規定により取り消した発言は掲載しない。

(発言の取消又は訂正)

第45条 発言した議員は、その会期中に限り、会議の許可を得て発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(会議録の署名)

第46条 会議録には、議長及び当日出席した議員のうち議長が指名する議員2名が署名する。

#### 第8章 補則

(準用規定)

第47条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は小野市議会会議規則(昭和41年議会規則第1号)の規定を準用する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第48条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつてきめる。

#### 附 則

この規則は公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成18年3月3日)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東加西環境施設事務組合議会定例会規則

昭和62年6月10日

規則第 2 号

改正 平成18年3月3日規則第1号

改正 平成18年10月5日規則第1号

事務組合議会の定例会は、毎年2月、10月、にこれを招集する。  
ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、召集の時期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月3日）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年10月5日規則第1号）

この規則は、平成18年10月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東加西環境施設事務組合監査委員条例

昭和62年6月10日

条例第 3 号

改正 平成18年3月3日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の職務権限)

第2条 監査委員は、法令に定める職務を執行するほか常に組合の事務、事業を注視し、必要があると認められた時は、いつでも管理者に対しその意見を提出することができる。

(監査委員の職務の補助)

第3条 監査委員は、必要があると認められたときは、管理者に組合職員をして臨時に監査事務の補助に従事させまたは必要な説明若しくは調書を提出させることを求めることができる。

(監査事務の公表)

第4条 監査委員は、公表しなければならない事項の取扱いに関しては、監査委員において特に必要があると認められたものを除くほか、組合公告式条例の定めるところによる。

(施行の細目)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は監査委員が協議の上これを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月3日）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東広域事務組合及び小野加東加西環境施設事務組合公平  
委員会共同設置規約

平成13年6月5日  
小社東告示第3号  
改正 平成18年3月3日告示第6号

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、小野加東広域事務組合及び小野加東加西環境施設事務組合（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。

(名称)

第2条 この公平委員会は、小野加東広域事務組合及び小野加東加西環境施設事務組合公平委員会（以下「公平委員会」と。）という。

(執務場所)

第3条 公平委員会の執務場所は、小野加東広域事務組合の事務所内とする。

(委員の選任)

第4条 公平委員会の委員は、関係団体の管理者が協議により定めた共通の候補者について、当該各関係団体の議会の同意を得た上、小野加東広域事務組合の管理者が選任するものとする。

2 前項の規定により各関係団体の管理者が当該関係団体の議会の同意を得る場合においては、あらかじめ候補者の履歴書を当該各関係団体の議会に提出しなければならない。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 公平委員会の委員の報酬及び費用弁償の額、その支給方法その他委員の身分取扱いについては、小野加東広域事務組合の条例に定めるものとする。

(補助職員)

第6条 委員会の事務を補助する職員の定数は、関係団体の管理者が協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第7条 公平委員会の設置及び運営に要する費用は、関係団体の管理者が協議して関係団体が負担する。

2 前項の負担金は、小野加東広域事務組合の歳入予算に計上し、前項の費用は、その歳出予算に計上して支出する。

(特定事務に要する経費の負担)

第8条 関係団体のうちいずれかの団体が、専ら当該団体のために委員会をして特定の事務を管理し、及び執行する場合には、当該団体はこれに要する経費（以下「特別負担金」という。）を前条第1項の規定による負担金とは別に、小野加東広域事務組合へ交付しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるものを除くほか、公平委員会共同設置に必要な事項は、関係団体の管理者が協議して定める。

附 則

この規約は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東広域事務組合及び小野加東加西環境施設事務組合公平  
委員会処務規程

平成14年9月18日

公平委告示第1号

改正 平成18年3月9日公平委告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、小野加東広域事務組合及び小野加東加西環境施設事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平成18公平委告示1・一部改正)

(事務局の設置)

第2条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

(職員及び職務)

第3条 事務局に、事務局長及び課長又は書記を置く。

2 前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、事務局に次長、副課長、係長、主査又は主務を置くことができる。

3 事務局長は、委員長の命を受けて委員会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長及び書記は、上司の命を受けて委員会の事務に従事する。

5 次長、副課長、係長及び主務は、上司の命を受けて委員会に関する専門的職務を担当する。

6 事務局長に事故があるときは、次席職員がその職務を代行する。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次の事項について専決することができる。

(1) 職員の休暇、欠勤、遅参、早退、一時外出等の承認に関すること。

(2) 職員の旅行命令及び復命に関すること。

(3) 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 職務に専念する義務の免除を承認すること。

(5) 職員の事務分担を決定すること。

(6) 軽易な報告、照会及び回答に関すること。

(7) その他軽易な事項の処理に関すること。

2 前項に定める事項であっても、規定の解釈上の疑義のあるもの又は異例に属するものについては、委員長の決裁を受けなければならない。

3 第1項に規定するもの以外の事項についても、急施を要する場合は事務局長がその事項を決裁することができる。この場合においては、速やかに委員長に報告し、承認を受けなければならない。

(公印)

第5条 委員会の公印は、次のとおりとする。

方30mm(れい書)      方30mm(れい書)      方30mm(れい書)

2 前項に定める公印は、事務局長が保管する。

(平成18公平委告示1・一部改正)

第6条 この規程に定めるもののほか、文書その他事務の処理及び職員の服務、給与その他の身分取扱いについては、小野市及びその職員の例に準ずる。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東広域事務組合及び小野加東加西環境施設事務組合公平  
委員会議事規則

平成14年9月18日

公平委規則第1号

改正 平成18年3月9日公平委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、公平委員会（以下「委員会」という。）の議事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要があると認めたとき又は委員の請求があったとき、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を招集する場合、日時及び場所並びに会議に付する事項をあらかじめ委員に通知するものとする。

(議長)

第3条 会議の議長は、委員長がこれに充たる。

(会議の公開)

第4条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(幹事)

第5条 事務局職員は、幹事として会議に出席する。

(議事日程)

第6条 議事日程は、幹事が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第7条 法第11条第3項の議事録は、幹事が作成する。

2 前項の議事録は、委員会の承認を経て確定する。

3 議事録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会、閉会、散会等の年月日時
- (2) 議事日程
- (3) 付議案件、報告等の内容

(4) 議事の経過及び結果

(5) その他必要事項

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

平成14年9月18日

公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手続き並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務条件に関する措置の要求)

第2条 職員が法第46条の規定により、勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が署名押印して正副各1通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。

(1) 措置の要求をしようとする職員の職及び所属並びにその氏名、生年月日

(2) 要求すべき措置

(3) 措置の要求をしようとする理由

(4) 措置の要求をしようとする職員が要求すべき措置について、既に当局と交渉（法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。）を行った場合には、その交渉経過の概要

(措置の要求の調査等)

第3条 措置要求書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置等について調査しなければならない。この場合において公平委員会は、関係当事者に対し要求すべき措置について交渉を行うよう勧めるものとする。

(審査)

第4条 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、措置の要求を行う職員（以下「要求者」という。）その他事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め又はこれらの者に対し書類若しくは

その写しの提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

(要求の取下げ)

第5条 要求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の要求の取下げは、書面で行わなければならない。

(審査の打切り)

第6条 公平委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は関係当事者における交渉結果により、事案の解決、要求の事由が消滅等により、事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(判定)

第7条 公平委員会は、審査を終了したときは速やかに判定を行い、これを書面に作成して要求者に送付しなければならない。

(勧告)

第8条 公平委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対して書面で必要な勧告をするものとする。この場合において、その書面の写しを同時に要求者に送付するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、措置の要求及び審査の手續等に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則

平成14年9月18日

公平委規則第3号

改正 平成17年4月1日公平委規則第2号

改正 平成18年3月9日公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）の手續及び審査の結果、執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(当事者)

第2条 当事者とは、審査請求人又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）及び処分者をいう。

2 処分について審査請求をする者を審査請求人と、異議申立てをする者を異議申立人と、処分を行った者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

(代理人)

第3条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、又は解任することができる。

2 小野加東広域事務組合及び小野加東加西環境施設事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。

3 当事者は、代理人を選任し、又は解任した場合には、その者の氏名、住所及び職業を公平委員会に届け出なければならない。

(平成18公平委規則2・一部改正)

(代理人の権限)

第4条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取り下げることとはできない。

2 代理人の行った行為は、当事者が直ちに取り消し、又は訂正したときは、その効力を生じない。

(不服申立て)

第5条 処分についての法第49条の2第1項の規定による不服申立ては、審査請求書又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）正副各1通を公平委員会に提出してしなければならない。

2 不服申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、不服申立人が署名押印しなければならない。

(1) 処分を受けた者の氏名、住所及び生年月日

(2) 処分を受けた者の処分を受けた当時の職及び所属

(3) 処分を行った者の職及び氏名

(4) 処分の内容及び処分を受けた年月日

(5) 処分のあったことを知った年月日

(6) 処分に対する不服の理由

(7) 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

(8) 法第49条第1項又は第2項に規定する処分説明書（以下「処分説明書」という。）の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯

(9) 不服申立ての年月日

(10) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

3 不服申立書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

4 不服申立書に記載した事項に変更を生じた場合には、不服申立人は、その都度、その旨を速やかに書面で公平委員会に届け出なければならない。

(不服申立ての受理及び却下)

第6条 不服申立書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、不服申立人の資格及び不服申立ての期限等について調査し、不服申立てを受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果、不服申立書に不備の点があると認めら

れるときは、公平委員会は、相当の期間を定めて不服申立人にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であって事案の内容に影響がないものと認められるときは、公平委員会は、職権でこれを補正することができる。

3 不服申立人が前項の補正命令に従わなかった場合には、公平委員会は、不服申立てを却下することができる。

4 公平委員会は、不服申立てを受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に不服申立書の副本を送付しなければならない。不服申立てを却下すべきものと決定したときは、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

(審査の併合)

第7条 公平委員会は、当事者の申請又は職権により、同一又は関連する事案に係る数個の不服申立てを併合して審査することを適当と認めるときは、これを併合して審査することができる。公平委員会は、必要があると認めるときは、併合した審査を分離することができる。

2 前項の規定により審査を併合し、又は分離する場合においては、公平委員会は、その旨を当事者に通知しなければならない。

(代表者)

第7条の2 審査の併合に係る事案の不服申立人は、それらのうちから代表者1名を選任し、又は解任することができる。

2 不服申立人が代表者を選任し、又は解任したときは、その者の氏名を公平委員会に届け出なければならない。

3 代表者は、不服申立人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取り下げることはできない。

4 代表者が選任されている場合には、不服申立人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(書面審理)

第8条 公平委員会は、書面審理を行う場合においては、期限を定めて不服申立人に対し証拠の提出を求めるとともに、期限を定めて、処分者から答弁書及び証拠の提出を求めるものとする。

2 公平委員会は、答弁書が提出された場合には、不服申立人にその写

しを送付し、必要があると認めるときは、期限を定めて反論書の提出を求めることができる。

3 公平委員会は、反論書が提出された場合には、処分者にその写しを送付しなければならない。

4 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者に質問し、又は立証を求めることができる。

5 当事者は、審査が終了するまでは委員会に対し、口頭で意見を述べる機会を与えられるよう申し出ることができる。

6 公平委員会は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。

7 当事者は、審査が終了するまでは、いつでも公平委員会に対し証拠の申出をすることができる。ただし、公平委員会が必要がないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

8 公平委員会による証人の喚問は、次の各号に掲げる事項を記載した呼出状により行わなければならない。

- (1) 証人として指名された者の氏名、住所及び職業
- (2) 出頭すべき日時及び場所
- (3) 陳述を求めようとする事項

9 公平委員会は、証人に対して陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行わせなければならない。

10 公平委員会は、証人に対し、口頭による陳述に代えて、次の各号に掲げる事項を記載した書面で口述書の提出を求めることができる。

- (1) 口述書を提出すべき証人の氏名、住所及び職業
- (2) 口述書を提出すべき日時及び場所
- (3) 口述書により陳述を求めようとする事項

11 公平委員会は、必要があると認めるときは、証人相互の対質を求めることができる。

12 公平委員会が書証を保持する者に対して書類又はその写しを提出を求める場合においては、次の各号に掲げる事項を記載した書面で、これを行わなければならない。

- (1) 書類又はその写しを提出すべき者の氏名、住所及び職業
- (2) 書類又はその写しを提出すべき日時及び場所

(3) 提出すべき書類又はその写し

1 3 公平委員会は、書面審理の都度、その要領を記載した審理調書を公平委員会の事務職員に作成させなければならない。審理調書には審理を担当した公平委員会の委員及び審理調書を作成した事務職員が署名押印しなければならない。

(口頭審理)

第9条 公平委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度書面で口頭審理の日時及び場所を当事者に通知しなければならない。

2 公平委員会は、口頭審理の準備のため、期限を定めて前条1項の答弁書又は同条第2項の反論書の提出を求めることができる。

3 当事者は、前項の規定により、提出した答弁書又は反論書に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。当事者が前項の期限までに答弁書又は反論書を提出しなかったときも同様とする。ただし、答弁書又は反論書に当該事実を記載できず、又は前項の期限までに答弁書又は反論書を提出できなかったことにつきやむを得ない事情があったことを疎明したときは、この限りでない。

4 公平委員会は、必要があると認めたときは当事者相互、当事者と証人は証人相互の対質を求めることができる。

5 公平委員会は、口頭審理において発言を許し、若しくはその指揮に従わない者の発言を禁止し、又は公平委員会の職務の執行を妨げる者若しくは不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。なお、口頭審理等における傍聴に関する必要な事項は、小野市公平委員会公開口頭審理等の傍聴に関する規則に準ずる。

6 当事者の一方、その代理人及び代表者が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しなかったとき、又は出席しても相手方の主張した事実について争わなかったときは、その主張した事実を承認したものとみなすことができる。

7 公平委員会は、口頭審理を終了するに先立って、当事者に対して最終陳述をし、かつ必要な証拠を提出することができる機会を与えなければならない。

8 前条第4項、第6項から第10項まで、第12項及び第13項の規

定は、口頭審理について準用する。

(準備手続)

第10条 公平委員会は、必要があると認めたときは、公平委員会の委員又は事務職員をして口頭審理の準備手続を行わせることができる。

2 準備手続においては、当事者は、次に掲げる事項を協議しなければならない。

(1) 口頭審理の期日に関する事項

(2) 事実の整理に関する事項

(3) 証拠の整理に関する事項

(4) その他必要な事項

3 公平委員会は、準備手続における協議の都度、準備手続調書を公平委員会の事務職員に作成させなければならない。この場合においては、第8条第13項後段の規定を準用する。

(文書の送付)

第11条 文書の送付は、使送又は書留郵便によって行う。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送付は、公平委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨、又はその内容の要旨を当該組合の掲示板に掲示、又は官報に掲載してするものとする。この場合においては、掲示、又は掲載された日から14日を経過した時に当該文書の送付があったものとみなす。

(不服申立ての取下げ)

第12条 不服申立人は、公平委員会が事案について裁決又は決定（以下「判定」という。）を行うまでの間はいつでも不服申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 不服申立ての取下げは、書面でその旨を公平委員会に申し出なければならない。

3 取下げのあった不服申立ての部分については、初めから係属しなかったものとみなす。

(審査の打切り)

第13条 公平委員会は、不服申立人の所在不明等により審査を継続することができなくなったと認める場合又は処分者による処分を取り消し、修正等により審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、審査を打ち切り、不服申立てを棄却することができる。

(判定)

第14条 公平委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに判定を行い、裁決書又は決定書（以下「判定書」という。）を作成するものとする。

2 判定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が署名押印しなければならない。

(1) 判定

(2) 理由

(3) 判定の日付

3 公平委員会は、判定書の写しを当事者に送達しなければならない。この場合において、当事者に判定に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

(指示)

第15条 公平委員会は審査の結果、必要と認める場合においては、任命権者に対し、書面で不服申立人がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をするものとする。

(再審の請求)

第16条 当事者は、次の各号の一に該当する場合には、公平委員会に対して再審を請求することができる。

(1) 判定の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合

(2) 事案の審査の結果、提出されなかった新たな、かつ、重大な証拠が発見された場合

(3) 判定に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められる場合

2 再審の請求は、判定のあった日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。

3 再審の請求は、書面で行わなければならない。

4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）は、次の各号に掲げる事項を掲載し、再審を請求しようとする者が署名押印して、正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。

(1) 再審の請求をする者の氏名、住所及び生年月日

(2) 判定の内容及び日付

(3) 再審を請求する事由

（再審の請求の受理及び却下）

第17条 公平委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項並びに再審を請求する者の資格、再審の請求の期限、再審の請求事由等について調査し、再審の請求を受理すべきかどうかを判定するものとする。

2 公平委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、当事者の一方に再審請求書の副本を送付しなければならない。再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審の請求した者に通知しなければならない。

（職権による再審）

第18条 公平委員会は、第16条第1項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

（再審の手続）

第19条 第7条、第8条、第12条及び第13条の規定は、再審の場合における審査の手続について準用する。

（審査の結果執るべき措置）

第20条 公平委員会は、審査の結果に基づいて、最初の判定が正当であると認める場合には、最初の判定を確認し、不当であると認める場合には、最初の判定を修正し、又はこれに代えて新たな判定を行わなければならない。

2 第14条第1項、第2項及び第3項前段並びに第15条の規定は、前項の場合に準用する。

（審査及び再審の費用）

第21条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

(1) 第8条第7項（第9条第8項で準用する場合も含む。）の規定に

より、当事者が申出をしたもの以外の者で、公平委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費及び日当

(2) 公平委員会が職権で行った証拠調べに関する費用

(3) 公平委員会が文書の送達に要した費用

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、処分についての不服申立ての  
手続及び審査の結果執るべき措置について必要な事項は、公平委員会  
が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 管理職員等の範囲を定める規則

平成14年9月18日

公平委規則第4号

改正 平成18年3月9日公平委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

(組織等の変更についての報告)

第3条 任命権者は、別表に掲げる組織に改廃があったとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があったときは、速やかにその旨を小野加東広域事務組合及び小野加東加西環境施設事務組合公平委員会に報告しなければならない。

(平成18公平委規則3・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

1 小野加東広域事務組合

機 関	職
事 務 局	事務局長・次長・課長

2 小野加東加西環境施設事務組合

機 関	職
事 務 局	事務局長・課長

（平成18規則3・一部改正）

小野加東加西環境施設事務組合の管理運営に関する条例

昭和62年6月10日

条例第 7 号

改正 平成18年3月3日条例第1号

小野加東加西環境施設事務組合同規約（昭和62年2月12日許可）により設置したこの組合の管理運営に必要な条例並びに規則は、別に定めるもののほかは、小野市の条例、規則を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月3日）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東加西環境施設事務組合職員定数条例

昭和62年6月10日

条例第 4 号

改正 平成18年3月3日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条の規定に基づき、事務局に常時勤務する一般職の職員（臨時又は、非常勤の職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 組合事務部局の職員5人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月3日）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 事務分掌規則

昭和62年6月10日

規則第 1 号

改正 平成18年3月3日規則第1号

改正 平成19年1月30日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、小野加東加西環境施設事務組合（以下「組合」という。）の事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 組合の事務を処理するため組合に事務局を置く。

(組織)

第3条 事務局に次の組織単位を置く。

- 1 総務課 (1)総務係  
(2)業務係

(事務分掌)

第4条 係の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)総務係

- ア、廃棄物処理計画の策定に関する事。
- イ、組合議会に関する事。
- ウ、関係市の連絡調整に関する事。
- エ、職員の給与、研修その他人事に関する事。
- オ、公印の管理に関する事。
- カ、文章の管理に関する事。
- キ、予算の編成及び執行管理並びに決算に関する事。
- ク、工事請負契約その他の契約の締結に関する事。
- ケ、公有財産管理に関する事。

(2)業務係

- ア、施設の運転及び維持管理に関する事。
- イ、廃棄物搬入の受付に関する事。
- ウ、処理手数料の徴収に関する事。
- エ、その他施設の維持管理に関する事。

(職員)

第5条 事務局に局長、課長、係長、その他の職員を置く。

2 局長、課長、係長は、職員のうちから、それぞれ管理者が命じる。  
(職務)

第6条 事務局長は、管理者の命を受け、事務局の業務の調整及び重要事項を掌理し、職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、事務局の業務を掌理し、係長及びその他の職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受け、係の業務を掌理し、職務の遂行を図って配置職員を指揮する。

4 前3項に規定するものを除く職員は、上司の命を受け担当業務を処理する。

(決裁の手続き)

第7条 管理者の権限に属する事務についての決裁区分及び手続きについては、小野市決裁規程（昭和47年訓令第12号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月3日）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成19年1月30日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 小野加東加西環境施設事務組合公印規程

昭和62年6月10日  
告示第 3 号  
改正 平成10年12月14日告示第4号  
平成12年9月14日告示第2号  
平成16年3月24日告示第7号  
平成18年3月3日告示第4号  
平成19年1月30日告示第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、小野加東加西環境施設事務組合における公印の種類、保管及び使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、公印とは次に掲げるものをいう。

- (1)小野加東加西環境施設事務組合管理者印
- (2)小野加東加西環境施設事務組合会計管理者印
- (3)小野加東加西環境施設事務組合議会議長印
- (4)小野加東加西環境施設事務組合監査委員印
- (5)小野加東加西環境施設事務組合管理者職務代理者印
- (6)小野加東加西環境施設事務組合副管理者印

(公印の種類等)

第3条 公印の種類、寸法、書体、雛形及び使用目的は、別表第1のとおりとする。

(公印の管守等)

第4条 公印は、常に堅固な容器に納め、鍵を施して、管守しなければならない。

- 2 事務局長は、当該公印を管守し、当該公印に関する事務を統轄する。
- 3 事務局長は、必要があると認めたときは、当該所属職員のうちから、公印取扱者を定め、公印の保管使用その他関係事務を処理させることができる。
- 4 事務局長は、別記様式第1号による「公印台帳」を作成して公印を整理保存しなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印は、公文書以外に使用してはならない。

2 公印を使用するときは、決裁文書とともに発送文書を保管者に提示し、審査を受けたのち別記様式第2号による「公印使用簿」に所要事項を記載して公印を使用する。

3 前項の規定にかかわらず、簡単な文書にかかる公印の使用については、別記様式第2号による「公印使用簿」をもつて代えることができる。

4 特別の事情により、公印を所外に持ち出して使用する場合又は、勤務時間外若しくは休日に使用する場合は、別記様式第3号による「公印特別使用承認申請書」を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 その他必要な事項は別に定める。

(公印の印影印刷)

第6条 一定の字句及び内容の文書を特定期間に多数印刷する場合には、公印の印影を当該文書に印刷して、公印の押印にかえることができる。

(電子公印)

第7条 電子計算機を利用して、会計伝票に係る事務処理を行なうときは、公印の押印を代えて、電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子公印」という。)を使用することができる。

2 電子公印は別表2のとおりとする。

(印刷物の取扱)

第8条 公印の印影を印刷した印刷物については、受払を記帳して、厳正に管理し、書損等の処分については、充分留意しなければならない。

(公印の新調、改刻、廃止)

第9条 公印を新調し、又は改刻しようとするときは、別記様式第4号による申請書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公印を廃止しようとするときは、管理者にその旨通知するとともに、公印台帳の登録の抹消を受け事務局長が保管しなければならない。

(公印の告示)

第10条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、印影を付して公告するものとする。

(廃止した公印の保存及び廃棄)

第11条 廃止した公印は、廃止した日から起算して5年間保存しなければならない。

2 前項の保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却の方法により廃棄しなければならない。

(公印の事故届)

第12条 保管者は、公印に関し盗難、紛失又はその他の事故が生じたときは、別記様式第5号による「公印事故届」をすみやかに管理者に提出しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年12月14日告示第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年9月14日告示第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日告示第7号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月3日告示第4号)

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成19年1月30日告示第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 管理者の属する市が、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」という。)附則第3条第1項の規定を適用している場合には、この規定の施行の日から改正法の当該規定に

より在職するものとされた収入役の任期が満了する日までの間は、改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公印の種類	形式	書体	寸法	使用目的	個数
小野加東加西環境施設事務組合管理者印	1	れい書	方24mm	管理者名をもつてする公文書等	1
小野加東加西環境施設事務組合会計管理者印	2	れい書	方21mm	会計管理者名をもつてする公文書等	1
小野加東加西環境施設事務組合議会議長印	3	れい書	方24mm	議会議長名をもつてする公文書等	1
小野加東加西環境施設事務組合監査委員印	4	れい書	方21mm	監査委員名をもつてする公文書等	1
小野加東加西環境施設事務組合管理者職務代理人印	5	れい書	方24mm	管理者職務代理人をもつてする公文書等	1
小野加東加西環境施設事務組合副管理者印	6	れい書	方24mm	副管理者をもつてする公文書等	1
小野加東加西環境施設事務組合議会副議長印	7	れい書	方24mm	議会議長名をもつてする公文書等	1

1

2

3

4

5

6

7

別表第2（第7条関係）

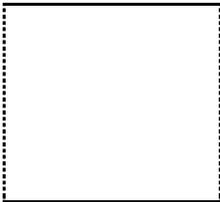
公印の種類	形式	書体	寸法（ミリメートル）
管理者印	1	れい書	方21

1

小野加東環境 施設事務組合 管 理 者 印
納入通知専用

様式第1号

公 印 台 帳

印鑑の名称	
印影	
用途	
印材	
管 守 課	
使用開始	年 月 日
調 整	年 月 日
改 刻	年 月 日
	年 月 日
廃 止	年 月 日
廃止理由	
廃 棄	年 月 日

様式第2号

公 印 使 用 簿

月日	時分	件名	数	添付書 別冊数	押印者氏 名	印	総務課

様式第3号

年 月 日	
事務局長 殿	
課 係	
職 氏名	
公 印 特 別 使 用 承 認 申 請 書	
次のとおり、公印を使用いたしたいので、承認願います。	
公 印 の 名 称	
使 用 時 間	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで
使 用 場 所	
特 別 使 用 を 必 要 と す る 理 由	

様式第4号

年 月 日	
管理者 殿  職 氏名  公印新調（改刻）承認申請書  次のとおり、公印を新調（改刻）したいので、承認願います。	
公 印 の 名 称	
寸 法	
用 途	
使 用 開 始 予 定	
新 調 （ 改 刻 ） の 理 由	
現在使用中の公印の廃止年月 （ 改 刻 の 場 合 ）	年 月 日
備 考	

様式第5号

年 月 日	
管理者殿  管 守 者 職 氏 名 公 印 事 故 届 印	
次のとおり、公印に事故があつたので、お届けします。	
公 印 の 名 称	
事 故 発 生 年 月 日	年 月 日
事 故 の 内 容	
事 故 処 理 の て ん 末	
そ の 他 必 要 事 項	

小野加東加西環境施設事務組合議会の議員及び特別職の職員で  
非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例

昭和62年6月10日  
条例第 5 号  
改正 平成 元年2月22日条例第2号  
平成 5年7月1日条例第2号  
平成10年7月3日条例第2号  
平成13年3月5日条例第2号  
平成18年3月3日条例第1号  
平成20年11月12日条例第1号  
平成21年3月16日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により、準用される第203条及び第203条の2の規定に基づき、議会の議員及び特別職の職員で非常勤の者に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長、副議長及び議員（以下「議員」という。）の議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(非常勤職員の報酬)

第3条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤職員」という。）の報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 年額で支給する報酬は、年1回支給する。この場合において、就職、離職又は死亡により、在職期間に1年を満たない期間のある場合の報酬の額は、月額により計算した額を支給するものとし、就職、離職又は死亡した月の報酬は、当該事由が発生した月の日数を基礎として、日割りにより計算した額を支給する。

(費用弁償)

第5条 議員及び非常勤職員が公務のため旅行したときは、その旅行に

ついて、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、議員については、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(平成11年小野市条例第1号)第4条の規定を、非常勤職員については、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年小野市条例第23号)第5条の規定を、それぞれ準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成元年2月22日条例第2号一部改正)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成5年7月1日条例第2号一部改正)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成10年7月3日条例第2号一部改正)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成13年3月5日条例第2号一部改正)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成18年3月3日条例第1号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

#### 附 則 (平成20年11月12日条例第1号)

この条例は、平成20年12月5日から施行する。

#### 附 則 (平成21年3月16日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	議員報酬の額	
議長	年額	20,000円
副議長	年額	16,000円
議員	年額	14,000円

別表第2（第3条関係）

区分	報酬の額	
監査委員 (知識経験者)	年額	140,000円
監査委員 (議会選出)	年額	50,000円
環境保全協議会委員	日額	委員長 6,500円 委員 6,000円
公文書公開審査委員会	日額	会長 11,000円 委員 10,000円

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和 6 2 年 6 月 1 0 日  
条例第 6 号  
改正 平成 5 年 6 月 2 4 日 条例第 1 号  
平成 1 8 年 3 月 3 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 4, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売り払い(土地については、1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売り払いとする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 6 月 2 4 日 条例第 1 号 一部改正)

この条例は公布の日から施行する。

附 則(平成 1 8 年 3 月 3 日 条例第 1 号)

この条例は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行する。

## ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例

平成元年 2 月 2 2 日  
条例第 1 号  
改正 平成10年 4月 1日条例第1号  
平成12年10月18日条例第1号  
平成18年 3月 3日条例第1号  
平成22年 3月 8日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、小野加東加西環境施設事務組合ごみ処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小野市、加東市及び加西市（以下「構成市」という。）から発生する一般廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にするため、ごみ処理施設を設置する。

(名称、種類及び位置)

第3条 施設の種類、名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	種 類	位 置
小野クリーンセンター	ごみ焼却処理施設 粗大ごみ処理施設 資源化処理施設	小野市天神町 538番地の1

(事業)

第4条 施設は、可燃ごみの焼却処理、粗大ごみの破砕処理及びごみの資源化処理に関する事業を行なう。

(処理の範囲)

第5条 施設で処理するごみは、構成市から発生する一般廃棄物並びにこれに準ずる廃棄物とする。

(ごみの搬入)

第6条 施設に搬入するごみは、構成市自らの搬入又は、構成市の委託業者及び許可業者、若しくは構成市の住民で直接搬入するものでなければならない。

(使用許可)

第7条 施設を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第8条 管理者は、産業廃棄物又は施設の管理上支障があると認める廃棄物に係る施設の使用については、これを許可してはならない。

(処理手数料)

第9条 施設の使用許可を受けたものは、処理手数料を納付しなければならない。

(1) 手数料の額は、別表第1に掲げる額とする

(2) 手数料の徴収の基礎となる数量は管理者が認定する

(3) 前2号に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は管理者が定める

2 構成市（市が委託した業者を含む。）が一般家庭から排出されたごみを収集搬入するものについては、手数料を徴収しない。

(手数料の減免)

第10条 管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月25日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月13日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月3日条例第1号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 8 日条例第 1 号)  
この条例は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則  
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条関係）

ごみ処理手数料

	種別	単位	区分	手数料
自ら処理場 へ搬入する 一般廃棄物	可燃ごみ	10 kg	家庭系	90 円
			事業系	130 円
	粗大ごみ	10 kg	家庭系	90 円
			事業系	130 円
	動物の死体	1 頭当り	ペット用 の小動物	1,000 円

## ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成元年 2 月 2 2 日

規則第 1 号

改正 平成11年3月30日告示第10号

平成18年3月 3日規則第 1号

平成22年3月 17日規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 施設の使用許可は、ごみを搬入しようとする者のうち、臨時に搬入するものについては、その都度許可を与える。

2 継続して施設を利用する小野市、加東市及び加西市（以下「構成市」という。）の一般廃棄物許可業者については、一般廃棄物搬入許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により申請書を提出した業者について、2年毎を期限とした許可書（様式第2号）を交付しなければならない。

4 構成市の各部局がその業務によつて生じた一般廃棄物を直接搬入するときは、手数料減免申請書（様式第3号）の提出を求め許可を与えるものとする。

(搬入量の認定)

第3条 搬入するごみの量の認定は、施設に搬入するつど計量により認定する。

(1) 搬入量は当施設の計量器で認定する。

(2) 搬入量は10kg単位とし端数がある場合は切り上げる。

(3) 搬入量が10kgに満たない場合は10kgとする。

(手数料の徴収)

第4条 条例第9条第1項第3号の規定による手数料の徴収は次の各号に定めるところによる。

(1) 臨時にごみを搬入するものについては、そのつど施設において徴収する

- (2) 定期にごみを搬入するものについては、1ヵ月分をとりまとめて翌月に納額告知書（様式第4号）を發して徴収する  
（手数料の減免）

第5条 条例第10条の規定による手数料の減免は、次の各号に掲げる場合とし、その場合に減免する額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 天災、又は火災により生じた一般廃棄物の処分を受ける場合は、  
全額  
(2) その他管理者が必要と認めた場合は、管理者が認めた額

2 条例第10条の規定により、減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日告示第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月3日規則第1号）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成22年3月17日規則第1号）

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

一般廃棄物搬入許可申請書

年 月 日

小野加東加西環境施設事務組合

管理者

様

住所

申請者 氏名

印

電話番号

一般廃棄物の搬入について、施行規則第2条第2項の規定により、申請します。

搬入場所	小野クリーンセンター
搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
廃棄物の種類	
搬入車両台数及び車両番号	

（添付書類）

1. 自動車車検証写し
2. 一般廃棄物処理業許可書写し

一般廃棄物搬入許可証

住所

氏名

下記のとおり一般廃棄物の搬入を許可する。

平成 年 月 日

小野加東加西環境施設事務組合  
管理者

記

搬入場所	小野クリーンセンター
搬入許可期間	年 月 日～ 年 月 日
廃棄物の種類	
搬入車両種別及び台数	
管理者が指示する条件	

様式第3号（第2条、第5条関係）

## 手数料減免申請書

年 月 日

小野加東加西環境施設事務組合  
管理者

様

住所

氏名

印

ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第4項及び第5条の規定により、次のとおり手数料の（減免、免除）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 一般廃棄物の種類	
2 一般廃棄物の量	
3 期 間	
4 申請の理由	

添付書類申請理由の確認できるもの

様式第4号（第4条関係）

## 分賦金に関する事務取扱要綱

昭和62年4月1日

訓令第 1 号

改正 平成13年10月1日訓令第1号

改正 平成18年3月3日告示第5号

### (目的)

第1条 小野加東加西環境施設事務組規約（以下「規約」という。）に規定する分賦金に関する事務の取扱いは、規約に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (分賦金の算定)

第2条 規約第8条及び第9条に規定する年間ごみ搬入実績は、当該年度の前前年度の10月1日から前年の9月30日までの1年間の量とする。

第3条 分賦金の算定は、関係市ごとに千円単位（千円未満は切捨て）で行うものとする。

### (分賦金の請求及び納期)

第4条 分賦金の請求は、当該年度の4月、7月、10月、1月の四期に分けて行い、納付期限は、月末とする。ただし、当該日が土、日曜日又は祝祭日にあたるときは、その前日とする。

### 附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年の分賦金の納付は、第4条の規定にかかわらず、4月、7月期分については9月に納付するものとする。
- 3 昭和64年度分賦金の算定は、組規約附則3によるものとし、昭和65年度については、前年の4月1日から11月30日までの搬入実績によるものとする。

### 附 則(平成13年10月1日訓令第1号)

この要綱は、平成13年10月1日から施行する

附 則(平成18年3月3日告示第5号)  
この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東加西環境施設事務組合ごみ処理施設整備基金条例

平成2年2月27日

条例第 1 号

改正 平成18年3月3日条例第1条

(設置)

第1条 ごみ処理施設の整備を図るため、小野加東加西環境施設事務組合ごみ処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立)

第2条 基金として積立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、ごみ処理施設の整備を図るための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月3日条例第1号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小野クリーンセンタースポーツ公園の設置及び管理に関する条例

平成3年2月27日

条例第 1 号

改正 平成13年3月5日条例第3号

平成18年3月3日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、小野クリーンセンタースポーツ公園（以下「スポーツ公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小野クリーンセンタースポーツ公園

位置 小野市天神町538番地の1

(管理)

第3条 スポーツ公園は、小野加東加西環境施設事務組合管理者（以下「管理者」という。）が管理する。

(業務)

第4条 スポーツ公園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ、レクリエーション活動のために施設を使用させること。
- (2) 使用者の教養及び文化の向上のための会場として使用させること。
- (3) その他管理者が必要と認めたこと。
- (4) 前各号に掲げるものの他、スポーツ公園の目的を達成するための業務。

(使用許可)

第5条 別表に掲げるスポーツ公園施設を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(使用料の納付)

第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の不還付)

第7条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、返還することができる。

(使用料の減免)

第8条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、第6条の使用料を減免することができる。

(使用許可の取消)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の許可を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第5条の許可を受けたとき。
  - (2) スポーツ公園の設置目的又は第5条の規定により許可を受けた使用の目的以外の目的にスポーツ公園の施設を使用し、又は使用しようとするとき。
  - (3) スポーツ公園の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
  - (4) スポーツ公園の管理人の指示に従わないとき。
  - (5) 前各号に掲げるものの他、スポーツ公園の管理上支障があるとき。
- (原状回復の義務等)

第10条 使用者は、その責に帰すべき理由により、その施設又は設備を滅失し、又は、損傷したときは、これを原状に回復し、又は、これに要する費用を負担しなければならない。

(事故の責任)

第11条 使用者は、スポーツ公園の管理に瑕疵がある場合を除くほか、使用に関して一切の事故につきその責を負うものとする。

(禁止事項)

第12条 スポーツ公園内において、物品の販売、その他商行為をしてはならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(管理の委託)

第13条 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、スポーツ公園の管理を公共的団体に委託することができる。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定によ

る管理の委託を廃止しなければならない。

- (1) スポーツ公園の活動の目的に適合しない運営がなされたとき。
  - (2) スポーツ公園の施設について適当な維持管理がなされないとき。
- (補則)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月5日条例第3号一部改正）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月3日条例第1号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

スポーツ公園使用料

施設名	使用料の額	備 考
テニスコ ート	1面1時間につき一般 （高校生以上）500円 小・中学生250円た だし、夜間に使用す るときは、300円を 加算した額	夜間時間は、午後6 時から午後9時まで とする。
附属設備	別に規則で定める額	

小野クリーンセンタースポーツ公園の管理及び運営に関する規則

平成3年2月27日  
規則第 1 号  
改正 平成6年3月10日規則第1号  
平成13年3月5日規則第3号  
平成7年10月31日規則第1号  
平成18年3月3日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小野クリーンセンターのスポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成3年条例第1号。以下「条例」という。）第14条の規定により、小野クリーンセンタースポーツ公園（以下「スポーツ公園』という。）の管理及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(開園時間及び休園日)

第2条 スポーツ公園の使用時間は、4月1日から11月30日までは、午前9時から午後9時までとし、12月1日から3月31日までは、午前9時から午後5時までとする。ただし、小野加東加西環境施設事務組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 スポーツ公園の休園日は、12月28日から翌年1月3日までとする。

ただし、特別の事由があるときは、管理者がこれを変更することができる。

(入園者の遵守事項)

第3条 スポーツ公園を使用しようとするものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において、喫煙し又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は、動物の類を携行しないこと。
- (3) 騒音罵声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為を

しないこと。

- (4) 使用の許可が必要とされている施設を許可なしに使用しないこと。
- (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝、その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又は、くぎ等を打たないこと。
- (7) 施設に特別の設備、装飾等をしないこと。
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、センターの管理上必要事項は管理人の指示に従うこと。

(入園の拒否等)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるものに対して、入園を拒否し、又は退園を命ずることが出来る。

- (1) 泥酔者及び伝染性の疾患を有する者。
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者。

(使用の許可の申請)

第5条 条例第5条の規定により、スポーツ公園の施設を使用しようとする者は、小野クリーンセンタースポーツ公園使用許可申請書兼許可書控（様式第1号「使用許可申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書は、スポーツ公園の施設を使用しようとする日の1ヶ月前の属する日の初日から使用しようとする3日前までの間に受け付けるものとする。

ただし、管理者が管理上支障がないと認めたときは、この限りではない。

3 第1項の使用許可申請書の受付時間は、執務時間とする。

ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(使用の許可の基準)

第6条 管理者は、使用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、条例第5条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は、善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) スポーツ公園の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は、常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 特定の宗教の布教及び政治活動を目的とする事業のために使用しようとするとき。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ公園の管理上支障があるとき。

(使用の許可)

第7条 管理者は、使用許可申請書を受理した場合において、使用の許可を決定したときは、小野クリーンセンタースポーツ公園使用許可書兼領収書（様式第2号以下「使用許可書」という。）を当該申込をした者に交付するものとする。

- 2 前項の場合において、管理者は、スポーツ公園の管理上に必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。
- 3 管理者は、使用許可申請書の提出があつた場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等の設置の承認等)

第8条 条例第5条の使用の許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、その使用の終了後、速やかに当該設備、装飾などを撤去し、原状に回復しなければならない。

(使用の変更)

第9条 使用許可書の交付を受けたものは、その者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、所在地又は名称）を変更したいときは、速やかにその旨を管理者に通知しなければならない。

(附属設備使用料の額)

第10条 条例別表の規定により別に規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第11条 使用許可書を受けたものは、直ちに使用料を納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、当該使用の終了後に納付することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第7条ただし書に規定する管理者が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により公園の使用ができなくなつたとき。
- (2) 使用者が使用の日の3日前までに使用の取消を申し出た場合において、管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

2 条例第7条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとするものは、小野クリーンセンター使用料返還申請書(様式3号)に使用許可書を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 条例第8条の規定により管理者は、次の各号に該当すると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 小野市、加東市及び組合が主催し使用する場合。  
(当該使用料の全額)
- (2) 小野市及び加東市の学校(保育所(園)及び幼稚園を含む。)が教育上の目的のため使用する場合。  
(当該使用料の全額)
- (3) 社会教育団体、社会福祉団体等がその目的のため使用する場合。  
(当該使用料の全額)
- (4) その他公益のために使用する場合で、組合が特に必要と認めた場合。  
(当該使用料の全額)
- (5) 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、小野クリーンセンタースポーツ公園使用料減免申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(管理の委託)

第14条 条例第14条の規定により、公園の管理を公共的団体に委託した場合、条例及びこの規則に基づく管理者の権限のうち、条例第8条、条例第9条、並びに規則第7条3項の規定に基づく権限以外の権限は、受託団体が行うものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月10日規則第1号一部改正)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月31日規則第1号一部改正)

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月5日規則第3号一部改正)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月3日規則第1号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表

附属設備	金額	備考
放送設備	1回につき3,000円	「1回』とは、コートの使用の開始から終了までの間をいう。
得点板(テニス)	1回につき500円	
テニスラケット	1回につき300円	
シューズ	1回につき300円	

様式第1号（第5条関係）

小野クリーンセンタースポーツ公園  
使用許可申請書兼許可書控

年 月 日

小野加東加西環境施設事務組合

管理者

様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） ー 番

使用の目的	
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用する施設の名称	
使用人員	人
使用者の年齢	30歳未満の勤労者 人 30歳以上の勤労者 人
入場料徴収の有無	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ( 円)
附属設備	
備考	

様式第2号（第7条関係）

小野クリーンセンタースポーツ公園  
使用許可書兼領収書

年 月 日

殿

小野加東加西環境施設事務組合  
管理者

使用の目的	
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用する施設の名称	
使用人員	人
使用者の年齢	30歳未満の勤労者 人 30歳以上の勤労者 人
入場料徴収の有無	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ( 円)
附属設備	
備考	

様式第4号（第13条関係）

小野クリーンセンタースポーツ公園使用料減免申請書

平成 年 月 日

小野加東加西環境施設事務組合  
管理者

様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） ー 番

許可年月日及び番号	年 月 日 号
使用の日時	月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで ( 日 時間)
使用する施設の名称 及び附属設備	
減免を受けよう とする理由	・ テニスコート <input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート

様式第3号（第12条関係）

小野クリーンセンタースポーツ公園  
使用料返還請求書

年 月 日

小野加東加西環境施設事務組合

管理者

様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） ー 番

許可年月日及び番号	年 月 日 号
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
還付金額	円（ 時間分）
使用する施設の名称 及び付属設備	（テニスコート） <input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート
返還を受けようとする理由	1. 全日雨天の為 2. 途中降雨の為 3. その地（ ）
口座振込みによる還付を受ける場合のみ 記入	金融機関名 店舗名 貯金種別 口座番号(7桁) 名義人

様式第4号（第13条関係）

小野クリーンセンタースポーツ公園  
使用料免除申請書

年 月 日

小野加東加西環境施設事務組合

管理者

様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） ー 番

許可の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用する施設の名称 及び附属設備	
減免を受けようとする理由	・ テニスコート <input type="checkbox"/> Aコート <input type="checkbox"/> Bコート <input type="checkbox"/> Cコート ・ 附属設備

小野加東加西環境施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設  
に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成11年3月16日

条例第 1 号

改正 平成18年3月3日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、小野加東加西環境施設事務組合管理者（以下「管理者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場で、小野加東加西環境施設事務組合が設置し、管理するもの（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 施設の名称

- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目  
（縦覧の場所及び期間）

第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 小野加東加西環境施設事務組合
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1ヵ月間とする。

（意見書の提出先等の告示）

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小野加東加西環境施設事務組合
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（環境影響評価との関係）

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（生活環境影響評価調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条、第4条、第5条及び第6条に定める手続を経たものとみなす。

（他の市との協議）

第8条 管理者は、施設の設置に関する区域が次の各号の一に該当するときは、当該区域を管轄する市の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を小野市、加東市及び加西市（以下「構成市」という。）以外の区域に設置するとき
- (2) 施設の敷地が構成市以外の区域にわたるとき
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、構成市の区域に属しない地域が含まれているとき  
(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成18年3月3日条例第1号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東加西環境施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例  
施行規則

平成10年3月16日  
規則第 1 号  
改正 平成18年3月3日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、小野加東加西環境施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成11年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後4時までとする。

(縦覧の手続)

第4条 条例第3条の規定により縦覧に供される報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第6条 条例第6条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見  
（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成18年3月3日規則第1号）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

縦 覧 申 込 書

報告書等の名称：

縦 覧 期 間： 年 月 日から1月間

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (事務所又は事業所の所在地)

## 小野クリーンセンター環境保全協議会規程

平成元年2月7日  
告示第 1 号  
改正 平成13年6月6日  
平成18年3月3日告示第4号  
平成18年3月3日告示第4号  
平成21年5月21日告示第1号

### (目的)

第1条 この規程は小野加東加西環境施設事務組合（以下「事務組合」という。）が所掌する小野クリーンセンター（以下「施設」という。）の運営に当たり、周辺地域住民の健康で快適な生活を確保するため積極的に住民の参加を求め、もつて当該事業の公害防止と環境保全について万全の対策を樹立することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、事務組合に環境保全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 施設の設備について環境保全上必要なこと。
- (2) 施設の運営上、環境保全に必要なこと。
- (3) その他管理者が必要とする事項

### (組織)

第4条 協議会は委員6人をもつて組織する。

2 委員は、施設の関係地域の代表者か区長推薦による者3名、各市保健衛生推進協議会推薦による者3名、兵庫県北播磨県民局職員1名を管理者が委嘱する。

3 協議会に顧問若干名を置くことができる。

### (任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は必要に応じ協議会を招集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(協議の尊重)

第8条 管理者は、委員会で協議した環境保全対策を尊重し、その実施のための措置を講じるよう努めなければならない。

(委員以外の者の意見聴取)

第9条 協議会は必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、小野クリーンセンター内に置く。

(施行規定)

第11条 この規定の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年6月6日告示第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月3日告示第4号)

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例

平成13年3月5日

条例第 1 号

改正 平成18年3月3日条例第1号

### (目的)

第1条 この条例は、小野加東加西環境施設事務組合（以下「組合」という。）が保有する公文書の公開を求める小野市、加東市及び加西市（以下「管内」という。）の住民の権利を明らかにすることにより、管内住民の組合行政への参加をより一層促進し、組合行政を公正かつ効率的に運用し、組合行政に対する管内住民の信頼と理解を深め、もって地方自治の本旨に即した組合行政の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真で、決裁、供覧その他これらに準ずる手続（以下「決裁等」という。）が終了し、実施機関が法令又はその規程の定めるところにより管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の規定により、公文書を請求に応じて閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

### (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を求める管内住民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第4条 公文書の公開により情報を得たものは、これによつて得た情報を濫用し、第三者の利益を不当に侵害することのないよう、この条例の目的に即して適正に用いなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の公開(第4号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 管内に住所を有する者
- (2) 管内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 管内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の公開の請求方法)

第6条 前条の規定により、公文書の公開を請求しようとするものは、当該請求に係る公文書を管理している実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開の請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公文書公開の決定及び通知)

第7条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の公開を行うか否かの決定(第10条の規定による公文書の部分公開に係る決定を含む。)を行い、その決定の内容を、速やかに、当該請求書を提出したもの(以下「請求者」という。)に書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、請求書を受理した日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。

3 前項の規定により第1項の期間が延長された場合において、当該延長に係る期間内に同項の決定が行われなるときは、請求者は、当該延

長に係る期間が経過した日において当該請求に係る公文書の公開を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

- 4 実施機関は、第1項の通知をする場合において、公文書の公開を行わない旨の決定（第10条の規定による公文書の部分公開に係る決定を含む。）を行つたときは、その理由を付記して通知しなければならない。

この場合において、時の経過等その理由が消滅する時期をあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（公開を行つてはならない公文書）

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開を行つてはならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができるようにされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報で、公にすることが公益上必要と認められるもの

- (2) 法令等の規定により、公にすることができないとされている情報

- (3) 法律又はこれに基づく政令の規定により、管理者その他の執行機関の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）の事務に関して、主務大臣等から公にしてはならない旨の明示の指示のある情報

（公開を行わないことができる公文書）

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開を行わないことができる。

- (1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報
  - イ 人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報
  - ウ ア及びイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして公開することが特に必要と認められる情報
- (2) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (3) 実施機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、企画、研究等の意思形成過程に関する情報で、公にすることにより、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- (4) 実施機関又は国等の機関が行う監査、検査、争訟、許可、認可、試験・入札、交渉、渉外、人事その他の事務事業に関する情報で、公にすることにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなるもの、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (5) 個人又は法人等から、公にしないことを条件として、任意に実施機関に提供された情報で、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、組合と当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 実施機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報で、公にすることにより、当該国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるもの
- (7) 合議制の実施機関並びに組合の執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の

会議に係る審議資料、議決事項等の情報で、当該合議制機関等の規則、議事運営規程又は議決により、その全部又は一部について公にしない旨を定めているもの及び公にすることにより、公正かつ円滑な議事運営が損なわれると認められるもの

(公文書の部分公開)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に第8条各号又は前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、該当する情報が記録されている部分を除いて当該公文書の公開を行わなければならない。

(公文書の公開の実施)

第11条 実施機関は、第7条第1項の規定により、公文書の公開を行う旨の決定を行ったときは、請求者に対して、速やかに、当該決定に係る公文書の公開を行わなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開を行うことにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるとき、前条の規定により公文書の部分公開を行うときその他相当の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又は複写したものの写しを交付することができる。

(費用負担)

第12条 前条の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 前条の規定により当該公文書の写し(同条第2項に規定する写しを含む。)の交付を受ける請求者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立て)

第13条 第7条第1項の規定による決定(同条第3項の規定により決定があつたものとみなす場合を含む。)について不服のある者は、管理者又は実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てをすることができる。

2 管理者又は実施機関は、前項の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかに不合法であることを理由として却下す

るときを除き、遅滞なく、次条に定める小野加東加西環境施設事務組合公文書公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(公文書公開審査会)

第14条 前条に規定する諮問に応じて審査を行わせるため、附属機関として小野加東加西環境施設事務組合公文書公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、公文書公開制度の適正かつ円滑な運用を推進するため、当該制度に関する重要事項について調査審議を行い、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(他の制度等との調整)

第15条 この条例は、法令又は他の条例その他別の定めにより、閲覧若しくは縦覧が行うことができる公文書については、適用しない。

2 この条例は、組合の施設等において、一般の利用に供することを目的として保管している公文書については、適用しない。

(情報提供の推進)

第16条 実施機関は、この条例による公文書の公開と併せて、組合行政に関し、広く管内住民が必要とする情報を収集、整理し、積極的に提供するよう努めるものとする。

(公文書の検索資料の作成等)

第17条 実施機関は、公文書の管理体制の整備を図るとともに、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第18条 管理者は、この条例の各実施機関における運用状況を取りまとめ、毎年公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1)この条例の施行の日以後に決裁等が終了した公文書

(2)この条例の施行の前日に決裁等が終了した公文書については、当該公文書の目録の整備が完了したものからこの条例の規定を適用する。

附 則 (平成18年3月3日条例第1号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例施行規則

平成13年3月5日

規則第 1 号

改正 平成18年3月3日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例(平成13年小社東条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(請求書の記載事項等)

第2条 条例第6条に規定する請求は、公文書公開請求書(様式第1号)により行う。

2 条例第6条第3号に規定する実施機関が規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第5条第2号に掲げるものにあつては、事務所(法人及びその他の団体を含む)名称及び所在地
- (2) 条例第5条第3号に掲げる者にあつては、勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
- (3) 条例第5条第4号に掲げる者にあつては、利害関係の内容  
(公文書公開決定通知書等)

第3条 条例第7条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行う。

- (1) 公文書の公開を行う旨の決定を行つた場合は、公文書公開決定通知書(様式第2号)により行う。
- (2) 公文書の部分公開を行う旨の決定を行つた場合は、公文書部分公開決定通知書(様式第3号)により行う。
- (3) 公文書の公開を行わない旨の決定を行つた場合は、公文書非公開決定通知書(様式第4号)により行う。

2 条例第7条第2項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書(様式第5号)により行う。

(公文書の閲覧等)

第4条 条例第7条第1項の規定により、公文書の公開を行う旨の決定

又は公文書の部分公開を行う旨の決定の通知を受けたものは、管理者が指定する日時及び場所において当該決定に係る公文書を閲覧し、又はその写しの交付を受けるものとする。

2 管理者は、前項の規定により公文書を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、公文書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるときは、公文書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

3 第1項の規定により公文書の写しを交付する場合の部数は、請求のあつた公文書1件につき1部とする。

(費用の納付)

第5条 条例第12条第2項の規定による費用は、あらかじめ納付しなければならない。

(運用状況の公表)

第6条 条例第18条の規定による条例の運用状況の公表は、管内市広報により行うものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月3日規則第1号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 公文書公開請求書

年 月 日

小野加東加西環境施設事務組合

管 理 者 様

請 求 者 住 所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

担当者氏名

電話番号（ ） ー

小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり  
公文書の公開を請求します。

1	請求する公文書の件名又は 内 容	
2	請 求 の 目 的	
3	公文書の公開を請求するこ とができるものの区分	(1) 管内に住所を有する者 (2) 管内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 管内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
4	個人若しくは事業所 (法人その他の団体)	名 称
		所 在 地
		電 話 番 号
5	利 害 関 係 の 内 容	
6	公 開 方 法 の 区 分	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 写しの送付
受付年月日 年 月 日	所管課名	公文書の件名

注1 3の欄は、(1)から(5)までのうち、該当するものを1つ○で囲んでください。

4の欄は、3の欄で(2)から(4)までに該当する場合に記入してください。

5の欄は、3の欄で(5)に該当する場合に記入してください。

6の欄は、希望する公開方法の区分を○で囲んでください。

## 公文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小野加東加西環境施設事務組合  
管理者

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開することと決定しましたので、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例第7条第1項の規定により通知します。

1 公文書の件名	
2 公文書の公開日時	
3 公文書の公開場所	年 月 日 ( ) 時 分 午前 午後
4 所 管 名	小野加東加西環境施設事務組合 電話番号 ( ) ー
5 備 考	

注1 2の欄の指定日時について都合が悪い場合は、あらかじめ組合に連絡してください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

## 公文書部分公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小野加東加西環境施設事務組合  
管理者

年 月 日付で請求のありました公文書の公開については、次のとおり公文書の一部の公開を行うことと決定しましたので、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例第7条第1項の規定により通知します。

なお、この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。

1	公文書の件名	
2	公文書の公開日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後
3	公文書の公開場所	
4	公文書の一部の公開を行わない理由	小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例 第 条第 号該当
5	公文書の一部の公開を行わない理由が消滅する時期等	
6	所 管 名	小野加東加西環境施設事務組合 電話番号 ( ) -
7	備 考	

注1 2の欄の指定日時について都合が悪い場合は、あらかじめ組合に連絡してください。

2 5の欄は、請求のあつた公文書の一部の公開を行わない理由が消滅する時期等をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以後改めて請求してください。

3 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第4号（第3条関係）

## 公文書非公開決定通知書

第 号

年 月 日

様

小野加東加西環境施設事務組合

管理者

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公文書の公開を行わないことと決定しましたので、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例第7条第1項の規定により通知します。

なお、この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立てをすることができます。

1 公文書の件名	
2 公文書の一部の公開を行わない理由	小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例 第 条第 号該当
3 公文書の一部の公開を行わない理由が消滅する時期等	
4 所 管 名	小野加東加西環境施設事務組合 電話番号 ( ) -
5 備 考	

注 3の欄は、請求のあつた公文書の公開を行わない理由が消滅する時期等をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以後改めて請求してください。

## 公文書公開決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

小野加東加西環境施設事務組合  
管理者

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

1	公文書の件名又は 内 容	
2	決定期間の満了日	年 月 日
3	延長後の決定期間 満 了 日	年 月 日
4	延 長 の 理 由	
5	所 管 名	小野加東加西環境施設事務組合 電話番号（ ） ー
6	備 考	

注 延長後の決定期間満了日以内に、公文書の公開を行うか否かの決定を通知します。

# 小野加東加西環境施設事務組合公文書公開審査会規則

平成13年3月5日

規則第 2 号

改正 平成18年3月3日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例(平成13年小社東条例第1号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、実施機関の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 条例第7条第1項の決定(同条第3項の規定により決定があつたものとみなす場合を含む。)に対する不服申立て
- (2) 公文書の公開の制度の運営及び改善に関する重要事項

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審査会は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

附 則 (平成18年3月3日規則第1号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

小野加東加西環境施設事務組合公文書公開審査会運営要綱

平成13年3月5日

小社東告示第7号

改正 平成18年3月3日告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開審査会規則(平成13年小社東規則第1号)第7条の規定に基づき、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開審査会(以下「審査会」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 審査会の会議は、小野加東加西環境施設事務組合公文書公開条例(平成13年小社東条例第1号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)から、不服申立て又は公文書の公開の制度の運営若しくは改善に関する重要事項に関する諮問がなされたときその他会長が必要と認めるときに開く。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により会議の日時及び場所並びに会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(会議の非公開等)

第3条 審査会の会議及び第6条に規定する意見等の聴取は、非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、公開することができる。

(会議録等)

第4条 審査会は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席の委員の氏名
- (3) 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名
- (4) 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名
- (5) 会議に付した案件の名称
- (6) 議事の要旨
- (7) その他必要な事項

2 会議録は、会長及び会長が指名する委員1名が署名して確定する。

3 会議録は、会議を公開とした場合にあつては公開とし、会議を非公開とした場合にあつては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であつても、審査会が特に必要と認めるときは、会議録の全部又は一部を公開することができる。

4 前項の規定は、審議資料、議決等（異議申立てに係る答申を除く。）に準用する。

5 異議申立てに係る答申は、公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（意見等の聴取等）

第5条 審査会は、諮問された事案について調査審議を行うため必要があるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者（以下「不服申立人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は必要な資料を求めることができる。

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、会長が指名する委員（以下「指名委員」という。）に、前条の規定による不服申立人等の口頭での意見又は説明を聴かせることができる。

2 前項の場合において、指名委員は、速やかにその結果の概要を審査会に報告しなければならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月3日告示第5号）

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

# 例 規 集

小野加東加西環境施設事務組合